

## 第40回産業統計部会議事録

1 日 時 平成25年7月30日(火) 14:00～17:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

### 3 出席者

(部 会 長) 西郷 浩

(委 員) 竹原 功、椿 広計

(専 門 委 員) 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長  
ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

### 5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第40回「産業統計部会」を開催させていただきます。

今回は農林業センサスの変更に関する審議の最終回ということになります。あらかじめ御案内しておりますが、当所の予定より30分延長させていただいて14時から16時30分まで、今までの私の司会の進行から考えると16時30分を回ってしまう可能性もございますけれども、もしその場合には御予定のある方は御退席されて結構です。

それでは、審議に入ります前に、本日の配付資料に関しまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。「4 配布資料」に記載しておりますとおり、本日は資料1～資料3までをお配りしております。

資料1は前回部会の結果概要でございまして、既に内容については委員・専門委員の皆様様に御確認をいただいているところでございますが、資料1としてお配りしているものがあります。

資料2は前回部会の審議において、委員、専門委員の皆様方から出されました意見等に対する農林水産省の回答ということで資料2としてお配りしております。

今回は最後の部会でございますので、答申案ということで資料3としてお配りしており

ます。後ほど中身を御覧いただければおわかりになるかと思いますが、本日の部会では全ての審議予定事項について御審議をいただく必要がございます。したがって、答申案につきましても前回部会までの審議結果を踏まえまして作成しておりますけれども、本日これから御審議いただく部分につきましても仮の案ということで「P」を付して記載しております。

また、一番最後のところですが、今後の課題の部分についても場合によって、追加の可能性があるので、全体を「P」として整理しております。また、これらの資料とは別に席上配付資料として今回の部会審議で変更になった部分等を反映いたしました調査票をお配りしております。これについては農林水産省から若干説明があるとのことなので、お願いいたします。

○矢口課長補佐 席上配付資料1～3といたしまして、今、御紹介のあったように調査票（案）を配付しております。これにつきましては1つずつ細かい説明はいたしませんけれども、今までの審議における御指摘並びに前回宿題とした事項への農林水産省（案）を反映した調査票（案）となります。変更箇所につきましては、緑の枠で囲ってあります。

まず、席上配付資料1「農林業経営体調査票（案）」の1ページ目、都道府県コードですけれども、これにつきましては都道府県ごとにパンチ入力していたもので調査票には従来必要はなかったのですが、OCR化によりまして、農林水産省で一括読み取りに変更することによって必要となるので、追加しているということでございます。

このほか、枠で囲っていないところで調査項目の追加等により項目の番号を変更しております。また、用語の統一として「等」と「など」が混在しておりましたけれども、これを「など」に統一しております。

また、席上配付資料3「農山村地域調査票（農業集落用）（案）」につきましては、これも今までの審議における御指摘と前回宿題とした事項への農水省（案）を反映した調査票でありまして、そのほか項目の「○」のつけ方を明確にするために、「いずれかに○」ですとか、「該当するもの全てに○」というのを追加しております。

以上、調査票（案）の現在版として再提示いたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 ありがとうございます。

それから、本日の御審議で使用する資料でございますけれども、今までと同様、第1回の部会で配付いたしました資料3-1「審査メモ」、資料3-2「審査メモで示された論点に対する回答」、集計事項に関する審議に当たっては第2回の部会で配付いたしました資料3を用いる予定でございます。

資料の関係の御説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

特に席上配付資料に関しましてはピースワイズの変更だと見づらいので、ぜひ全体の様子が見えるようなものをと無理をお願いして御用意いただいたものですので、御準備いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。一応時間の算段といたしましては、審査メモに沿った審議がまだ残ってございまして、これが大体 90 分くらい、答申案に関して 60 分くらいの時間を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず前回の部会で出されました意見等に対する回答についてということで審議をいたしていきます。本日お配りしております資料 2 及び前回の部会でお配りしました資料 3-1「審査メモ」、資料 3-2「審査メモで示された論点に対する回答」を御覧いただければと思います。

前回出された点は 2 点ございまして、まず 1 点目は本日お配りした資料 2 の 1 ページ目でございます、いわゆるその他の部分です。「農業経営における異業種との連携」でその他の部分が占めているところが事のほかに多いということで、これに関して、そもそもその他が多いというのはあまりよろしくないのではないかとということ。そもそもその他が多いというのは出資金や資本金について身近な人間関係の中で募っているケースが多いのではないかと指摘がございました。それに関しまして、今回また改めて準備をして御回答ということでしたので、まずは農林水産省から御説明をよろしくお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 資料 2 の 1 ページの回答の部分でございます。

本項目につきましては、平成 20 年 7 月に農商工連携促進法が施行され、農業経営体が自己完結的に進展するものだけではなくて、農業以外の業種と連携して展開していくことが想定されるということで、前回 2010 年のセンサスにおいて設置をしたところでございます。

その他は 51.7%ということですが、農業生産関連事業の進展を見てまいりますと、資本金、出資金の提供を受けている農業経営体では農業生産関連事業を行っている割合が全体の数値と比べますと 9 ポイント高いとか、あるいは複数の業種から提供を受けている場合には 59%と高いということ。いずれにしても、そういったところは取り組みが高いということがありまして、異業種との連携が一定程度、経営の多角化に影響を与えるということが調査結果から示唆されたところかと思っております。

2 ページ、平成 21 年 12 月に農地法の改正がなされました。その中で一般法人の農業参入とともに、農業生産法人への出資に係る要件も緩和されたということで、2015 年実査時点ではさらに進展していることが想定されるところでございます。

4 のほうになりますけれども、今回の検討に当たっては、出資金等を通じた異業種との連携の状況を示すデータがないということもありましたが、そういったことで一般法人の農業参入が進展し、それらの具体的な業種が定量的に明らかになってきたということもありますので、当該データを農業と他産業の親和性を示す代替データとして活用して、選択肢で設ける異業種の細分化を図ったところでございます。

これを平成 21 年経済センサスの基礎調査結果の事業所数ベースで見まいりますと、前回では全産業 604 万の事業所のうち、66%に当たる 400 万の事業所がその他に分類されていたところですが。今回の変更、私どもの見直しにより、農業との親和性の高い産業はおおむね網羅されたと思っております、その他に包含される産業についても 30%に当たる 182

万事業所まで圧縮されたということでございます。

今回、具体的に設定している産業が農業と親和性の高いことを踏まえると、2015年農林業センサスにおける「その他」への回答割合は、上記以上に圧縮されることが期待できると考えております。

さらに前回の部会において、NPO法人の回答方法が調査票上では明確にされていなかったこと。さらに農業経営体と距離の近い農業者等が含まれている可能性が示唆されたことを踏まえ、NPO法人における回答方法について、調査票上に注釈を明記するという。さらには農業者からの出資は含めない旨を再度、注釈により注意喚起を行い、より紛れなく実態を把握するよう、以下のとおりの変更を行いたいと思っております。

そういった形で3ページのほうに具体的には、特に青字の部分でございますが、こういった注を入れながら、その他に誤りがないようにもしていきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御回答に関しまして、前回御意見をいただきました納口専門委員と竹原委員から何か御意見あるいはコメント等があればと思います。

○納口専門委員 これではよろしいかと思えます。農業は近年、流通とか加工とか小売と非常に密接に連携を持っています。そういう中でこういった項目が2010年の農林業センサスで新設され、2015年の農林業センサスでも引き続き、さらに整序をした上で設けられるというのは意味があると思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等はございますか。もしございませんようでしたら、農業経営における異業種との連携に関しては、今回の御回答をもって決着とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

もう一点ございまして、同じく本日お配りした資料2の4ページと5ページにDID（人口集中地区）への移動手段に関して、こちらでコントロールをしなくていいのかというような御質問があったわけですが、それに関して農林水産省のほうで御検討をいただいて、本日の部会で御回答をいただくということになっておりましたので、農林水産省から御回答をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 4ページ、農山村地域調査票の立地条件等の部分でございます。最も近いDIDの中心地における施設及び生活関連施設までの移動手段については、所要時間と合わせて主な移動手段を把握することとし、5ページの部分でございますけれども、上が従来のものでございまして、下が新しい変更案でございます。左側に主な交通手段を徒歩、自転車、自動車（原付含む）、バス・鉄道などという形で、主な交通手段はいずれかに「○」をつけていただいて、その手段によって所要時間はどれだけのものかというところで記入をいただくという形をとったところでございます。

次に、郵便局についてでございます。ここには「施策部局からの要望がなく」とは書いておりますけれども、本項目の設定の考え方である「農業集落で生活する上で必要不可欠なもの」という観点から見た場合には、郵便の部分は郵便ポストが設置されているということ。一部の郵便業務あるいはその保険業務ですとか、そういった部分に関しましても、金融の部分につきましても、配達の際の訪問業務が行われている地域もあるということから、住民が外向く施設としては、設定の必要性は低いということで設定されてこなかった部分があると考えているところでございます。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして、御意見等がございましたら、よろしく願います。

椿委員、お願いいたします。

○椿委員 交通手段を追加していただいたことを感謝いたします。これで結構かと思いません。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。もし特にございませぬようでしたら、これに関しましても、ただいまの御回答をもって決着ということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、今度は審査メモのほうに戻りまして、22 ページの「2 調査時期等の変更」に関してです。

それでは、22～24 ページに関しまして、金子調査官から、まず御説明をよろしく願います。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、調査時期等の変更について御説明をさせていただきます。ここでは3点の変更が計画されております。

まず1点目は、審査メモの22 ページの「(1) 農林業センサスの調査準備に係るスケジュールの前倒し」でございます。これは調査準備に係るスケジュールを従前よりも6か月ほど前倒しをするというものでございます。これにつきまして、平成26年度は、農林業センサスのほかに大規模周期調査、具体的に言いますと経済センサス-基礎調査とか商業統計調査とか、そういった大規模調査の実施が予定されておまして、市区町村に大きな負担がかかるといったことが予想されるところであります。

したがって、都道府県等からもこうした点に配慮していただけるようにという要望がきているところでございまして、こうした状況等も踏まえまして、調査準備スケジュールの前倒しを行おうというものであります。これにつきましてはおおむね適当であると私も考えているところでございますが、若干確認が必要かというところを22ページの中程に「論点」という形で記載しております。

スケジュールが前倒しをすることによって、いわゆる企画・設計や調査準備、地方公共団体における準備作業等の時期が具体的にどのように変更されて、それに伴いまして実査

を担う都道府県・市区町村の業務負担の軽減にどのようにつながるのか。こういったことを確認しておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

23 ページ、2 点目は「農林業経営体調査票による調査の実施時期等の変更」という部分でございます。農林業経営体調査と略させていただきますけれども、この調査について、その調査票の配布開始時期を1 か月早めまして、従前は1月15日だったわけですが、これを前年の12月15日に変更するというものであります。これにつきましては従前の1月15日ということでありまして、地域によっては非常に降雪が多いというようなことで、調査員が調査票を配布するに当たって、場合によっては危険が伴うこともあり、実査を担う都道府県や市区町村から、調査員の安全確保という観点で調査時期の前倒しが要望されているところであります。

今回の変更はこれへの対応ということで、おおむね適当と私どもも考えておりますが、これについても若干論点ということで少し確認事項を記載しております。具体的には、調査員調査の実施が難しいということであれば、場合によっては郵送調査も考えられるわけですが、こういったことではなくて、調査実施時期を1 か月早期化することにした経緯はどういったことかという点をまず1点。

また、調査時期の1 か月の早期化するが、調査票の回収期限は従前どおり2月末ということで、調査票が客体に置かれている期間が年末年始を挟んで1 か月半～2 か月半に少し長期化するということで、これに伴う影響はないのか。ここら辺について確認をする必要があると考えているところであります。

3 点目でございますが、審査メモの23 ページの下の部分であります。「(3) 農山村地域調査票(農業集落用)による調査の実施時期等の変更」ということであります。いわゆる農山村地域調査、農業集落用については、従来は農林業経営体調査と同じ時期であったのですが、これを変更いたしまして、調査票の配布開始時期を1月15日から4月1日に、また、回収時期を2月末から6月末に変更する。また、農山村地域調査の市区町村用についても同様に変更するということであります。

これは、従前は、農山村地域調査の農業集落用は職員調査という形で職員が調査をしていたわけですが、前回の2010年の農林業センサスから、調査員調査に変更したという背景がございます。こうしたことで2010年の農林業センサスにおいては、統計調査に約17万人の統計調査員を導入したわけですが、その17万人の統計調査員が農林業経営体調査と並行して農山村地域調査の農業集落用の調査にも対応しなければいけないということで、調査員の確保が非常に難しくなったケースが多く見られた。

こういったことから、農林業経営体調査に従事する統計調査員が農山村地域調査の農業集落用の調査にも従事できるように、農業集落用の調査の時期を経営体調査の後に変更しようということでありまして、また、農業集落用の調査については農業集落の総土地面積とか、そういったものを把握している一方、市町村用の調査では市区町村における総土地面積といったものを把握しておりまして、農業集落用調査票と市町村用調査票との間で調査

内容について、ある程度整合性に係る審査を行う必要があるということで、農業集落用の調査の時期の変更に合わせて、市区町村用の調査の時期も同じ時期に変更するということがあります。

これにつきましては、調査の効率的な実施等の観点から、私どももおおむね適当とは考えているところでありますが、若干論点として2点ほど確認する必要があるのではないかと考えているところであります。

まず1点目でありまして、農林業経営体調査に従事する約17万人の統計調査員は、都道府県知事が任命をする。一方、農山村地域調査の農業集落用の調査ですが、こちらに従事する約6,000人の統計調査員は農林水産大臣が任命するというようなことで、それぞれ関係の調査の調査時期の変更によって、調査員の確保とか任命作業に従事していた職員の事務負担といったものが増加するようなことはないのか。

また、一部の作物の農繁期が4月とか5月というところがございますので、地域によっては逆にそういった春に調査時期をずらすことによって、調査員の確保が困難になるという場合も想定されるのではないかと確認する必要があると考えているところであります。

2点目として、調査票の回収時期が、農業集落用及び市区町村用とも、従前より4か月ほど遅れることになるわけですが、こういったことが公表時期に影響することはないのかどうか。この点についても確認をする必要があるだろうと考えているところであります。

調査時期の変更の関係の御説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今、示されました論点に関しまして、農林水産省から御説明をよろしく願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料3-2の論点に対する回答の資料の12ページの下のほうになります。

まず、スケジュールの前倒しに関してでございます。スケジュールの前倒しについては、都道府県統計連絡協議会からの最重点要望事項への対応ということですし、東日本大震災地域における円滑な調査の実施に向けた措置でもあります。これまで7月から9月末までの3か月で実施していた農業集落の認定や調査区の設定、調査客体候補名簿の整備といったような調査準備について、7か月で行えるよう、期間が十分に確保されるということになります。実査期間につきましても、1月中旬から2月末の1か月半で実施していたものを、12月中旬から2月末の2か月半で実施するよう期間の拡大を行うことにしております。

被災地については、負担軽減ということを踏まえまして、最長で実査前年の12月から3月末までに実査期間を拡大して実施すると考えているところでございます。

続きまして、経営体調査の実施時期の変更という部分でございます。

まず、豪雪地帯における調査員の安全確保についての要望は、前回調査後に開催した総

合検討会等を通じて、都道府縣市町村から要望されたものでございます。当該の要望に対して調査困難地域における郵送調査導入の可能性について平成24年度に試行調査を5県10市町村で実施し、検証したところです。その結果としましては、全数調査として最も考慮すべき回収率が確保されず、市町村の回収審査に係る労力も1.6～2.3倍に増大するというようなことで、実施市町村からも従来どおりの調査員による配布・回収で行うよう要望されたということがございます。

こういった要望については、調査員の安全確保として配慮すべき理由であることから、調査票の配布開始時期を12月15日から早期化できるように変更したところでございます。当該早期化は調査員が配布・回収の稼働期間を拡大するものであり、調査対象に調査票を預ける期間を延長するものではないため、長期化に伴う影響はないと考えているところでございます。

次に、農山村地域調査の実施時期等の変更でございます。

今回の農山村地域調査の実査時期の変更の目的は、経営体調査員等の任命時期をずらすことによる地域調査員の確保ということにあります。両調査の調査員が従来に比べて確保しやすい状況になることから、事務負担は軽減されると考えているところでございます。

実査時期が4月以降の農繁期となるという部分でございますが、農林業や地域に精通した調査員の確保については、一部の地域でそういった懸念もありますが、地域ごとにおおむね多分このあたりで一番気になってまいりますのが、稲作の田植えの時期というようなことが一番大きな部分になってまいりますけれども、やはりその調査時期が3か月という4月から6月までと長めにとることによって地域でその繁忙期をずらすことが可能になると考えておまして、そういった形で3か月をとりたいと考えているところでございます。

もう一点ございました。公表時期に影響を及ぼさないかということでございますけれども、審査取りまとめ期間を短縮することで対応することとしております。そういったことで公表時期に影響はないと考えているところでございます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の調査時期の変更に関しまして、6か月ほど前倒しということなのですが、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。審査メモはおおむね適当であるということだったのですが、細かいことに関して懸念があるということで論点メモが構成されておりますが、それに関して農林水産省から御回答があったということですが、論点メモに含まれている点、含まれていない点を含めて、何か御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

もしございませんようでしたら、論点メモの基本的な姿勢はおおむね適当であるということであって、少し懸念材料があるということでしたが、その懸念材料に関しては、今、農林水産省のほうから御回答をいただいたことで解決されると解釈いたしますが、それで

よろしいでしょうか。

それでは、その調査時期の変更に関しては、適当と解釈をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、今度は審査メモの24ページ「3 調査方法の変更」です。そちらには2点ございますが、そのうちの1点目に関して、インターネット報告の試験的導入に関してはもう既に議論をさせていただいておりますので、本日お諮りしますので2番目の論点、農林業経営体調査におけるOCR調査票の導入に関してです。

これに関しましても、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、調査方法の変更ということで、農林業経営体調査におけるOCR調査票の導入について御説明をいたします。これは文字どおり、農林業経営体調査票についてOCR対応の調査票様式を導入するというものでございます。これにつきましては、実は平成22年度に農林水産省内で行政事業レビューというものが行われまして、そこでコスト削減を図る必要があるという指摘を受けたこと等を踏まえまして、農林業経営体調査票をOCR（光学式文字読取装置）対応調査票に変更するというものであります。

これによりまして、入力作業の負担軽減等が図られるということで、私どもとしてはおおむね適当ではないかと考えております。ただ、審査メモの25ページの上の「論点」に記載しておりますが、若干2点ほど確認する必要があるのではないかと考えております。

まず1点目は、そもそもOCR化によって、従来、人が入力していた際に行われていた調査票の内容審査等が省略されるといったことはないのかどうかということがまず1点。

2点目は、OCRの読み取りの精度がどの程度正確なものかといったこと。細かい点ですけれども、いわゆる桁数が足りないといった場合は、左端の枠に2桁以上の数値を記載してもらおうということですが、こういう形ですと読み取りが難しくなるわけですが、こういったケースについてどのような対応をすることとしているか。こういったところを確認する必要があると考えているところであります。

説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省のほうから御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず1点目の調査票の内容審査が行われなくなることはないのかという御指摘に関してです。資料3-2の14ページになります。従来どおり、磁気化をする前に調査員及び市町村による目視の確認を行うということは変わりません。磁気化後はエラーチェックプログラム異常値の検出や項目間での不整合を審査するというので、さらに不十分にならないように対応していくということでございます。

次の2桁以上の数値を記載する、桁数が足りない部分に対する対応でございます。現在設けている調査項目の桁数が足らなくなる状況というのは極めてまれでございまして、前回の実績でいきますと173万経営体のうち30件というような形でございます。そういった

部分につきましては、読み取りの支障が出るような記載状況ということで、そういった形で当該調査票を検出し、手入力を行ってもらうというような形で対応したいと考えているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の OCR 調査票の導入に関しまして、委員、専門委員の方から御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。実は漁業センサスのほうでも同じような議論が行われて、そちらでは導入するというようになっておりますので、こちらで導入しないということになると、産業統計部会全体として不整合ということになると思いますので、これは今の御回答をもって OCR 票の調査票の導入は適当と判断をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、資料 3-1 の審査メモの 25 ページにございます「4 集計事項」に関して、審査メモに沿って議論をしていただきたいと思います。

それでは、金子調査官からお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、集計事項について御説明いたします。これにつきましては審査メモの 25 ページに記載のとおり、調査事項の変更に伴い具体的にどのような情報が新たに提供されることになり、どのような集計が可能となるかについて確認しておく必要があると考えているところでございまして、1 回目の部会の終了後に委員、専門委員の皆様今回の農林業センサスの統計様式につきまして御検討をお願いいたしました。その結果、第 2 回目の部会の資料 3 という形で、細かいことではございますが、3 点ほど御意見がございました。

1 点目は、記号の波線の意味という部分。2 点目は、「以上～未満」と、「より大～以下」というものの使い方。3 点目は、表章の形として、「なし(0)」と「50 未満」と表章している場合の使い分けの問題。こういったような点についての御意見がございましたので、これらについて確認をする必要があると考えているところであります。

御説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

これは前回の部会の資料 3 に農林水産省からの御回答が載っていますけれども、御説明を農林水産省からお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず、「～」の部分ということになりますけれども、最も小さい階層は未満、最も大きい階層は以上という表現をしているため、その間の階層を何々から何々という表記をして、何々以上、未満であると認識されているものと思われる、今までにもわかりづらい等の指摘を受けたことがないため、従来どおりの対応としたいと考えているところでございます。

2 番目の御指摘の度数分布の印象が変わるのではないかという部分でございます。区切りを変更することにより度数分布の印象は変わるものと思いますけれども、より大から以

下に変更することは、過去の公表結果等の連続性を損なうことに加え、統計結果を表現していく場合にも、以上、未満で表現する。4ヘクタール以上〇〇経営体のほうからより大きい、以下で表現するより4ヘクタールより大きい規模が〇〇経営体よりもユーザーにとっては利便性が高いことから、引き続き、以上から未満で回答を区切り表章することとしたいと考えております。

度数分布でなしを表章している場合に関連しましてですけれども、なしを用意していない表側分類のうち、農業投下労働規模別及び林業投下労働規模別については、それぞれ農業経営及び林業経営に労働投下がない場合が生じ得ないため、当該区分は用意していないところでございます。なお、その他の表側分類については利用者の使い分けに具体的な基準がなく、なしを設定するよう変更することで利用上の支障が生じることはないことから御指摘を踏まえ、なしの区分を追加するという対応にしたいと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の論点と御回答に関しまして、御意見等がございましたら伺いたいと思います。

度数分布票の区切りのところを未満にするのか、以下にするのかというのは正解がないというか、趣味の問題といえは趣味の問題になるような部分ですので、従来からこのような使われ方をして紛れがないということであれば、適当という判断をさせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の御回答をもって、この論点に関する決着とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、審査メモの5はもう既に議論をしているところなので、1ページ飛ばさせていただきます。審査メモの28ページの「6 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応」ということで、まずはいつものとおり、金子調査官から御説明をよろしく願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 審査メモの「6 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応」ということでございます。一昨年の東日本大震災におきましては、特に岩手、宮城、福島といった東北3県を中心に大きな被害を受けたということで、この3県におきましては審査メモの29ページの上の表7に数字的なものを記載しております。それぞれ各県におきまして、前回の農林業センサスの結果によりますと、5万から7万ほどの経営体があるわけですけれども、このうち営農活動を本年3月時点で再開している経営体の比率は、岩手県では9割以上ということですからかなり高く、ほぼ回復しているという状況ではあります。宮城県及び福島県は3月時点ではまだ6割前後という状況にとどまっているということでもあります。

したがって、農林業センサスの実施に当たりましては、こうした状況への十分な配慮が必要ではないかと考えているところであります。こうした観点から私どもといたしましては、審査メモの28ページの下「論点」に記載しておりますとおり、2点ほど確認す

る必要があるのではないかと思います。

まず1点目の3県につきまして、3県以外の地域も含めるといことでありますが、こういった被災地域の負担を最小限とするために、どのような対応を検討しているのかということが1点。また、この農林業センサスがその復旧・復興に欠かせない統計調査として実施するといった調査の目的あるいは必要性、こういったものをきちんと明確にしまして、被災地域の方々も含めまして、国民の方々の理解が得られるような十分な周知とか、そういった配慮を行う必要があるのではないかと。ここら辺の点について確認する必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、農林水産省から御回答をお願いいたします。資料は第1回の部会で配りました資料3-2の17ページです。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 17ページの6の部分になります。被災地の負担を最小限とするためにどのような対応をとるのかということでございます。これまでも東日本大震災の地域の県、市町村等の意見交換につきましては、昨年度も意見交換を繰り返し行ってきたところでございます。

調査員の確保が一番困難であるということが話し合いの中でも明らかとなったこともあり、今3つ挙げておりますけれども、①が農林業関係団体に積極的な協力を要請して、調査員の確保に向けた取組を強化いたします。②にスケジュールを半年ほど前倒して、市区町村が調査員の確保に要する時間を十分に確保したいということでございます。③ですが、確保した調査員は最大限稼働できるよう調査期間を従来の1か月半から4か月半に拡大をしたいということでございます。

また、地域の寄り合いの場等を通じて、少ない調査員で集約的に調査票の配布・回収を行うなど、効率的かつ円滑な調査員調査の実施に向けた方策を、今後も被災地の県及び市町村との意見交換を重ねて講じていく考えであります。

上記の手段を講じても調査員が確保できなかった場合には、市区町村による往復郵送調査というような手法による対応も想定はしているところでございます。今は既に漁業センサスの実施が進んでおりますけれども、それぞれ今も各地域でどのようにやるのがいいのかということを具体的に検討しておりますので、そこは丁寧に各自治体と対応をしていきたいと思っております。

次に、国民への十分な周知というところでございます。効果的な広報戦略の検討に当たっては、昨年度の農林業センサス研究会において、有識者を交えて行ったところでございます。調査対象に対しては調査への協力意識を醸成するよう、調査対象一人一人に届ける広報をやらなければいけない。また、調査員の実査活動がしやすい環境を構築するために、広く国民全体へ農林業センサスの実施を周知する広報を車の両輪として展開をしていくことが重要であるということも私どもも再認識したところでございます。

そういった中で今回の農林業センサスに当たりましては、東日本大震災以降、初めての農林業センサスであり、これからの復興のベンチマークともなることから、広報活動についても従来のように全国画一的ではなくて、被災地域の県及び市町村との意見交換を重ね、効果的な広報の具体化について検討を講じていく考えであります。

具体的に言いますと、漁業センサスでは今回から回覧板を活用するというような形もっておりますし、そこは農林業センサスでも地域と御相談をしながら、どうやっていくのがいいのかということを考えてまいりたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の論点メモ及びその論点に関する農林水産省からの御回答に関して、委員、専門委員の方からコメント等をいただければと思います。いかかでしょうか。

これ以上の手を打つのはなかなか難しい感じだと思いますけれども、今、農林水産省の御説明にはありませんでしたが、2011年に震災が起きたときに2010年に農林業センサスが行われていたところから、まずは営農の状況がどうかということで震災の直後くらいにかなり綿密にあの辺を調査していただいて、私の記憶ではかなり早い時期に何%の農家が営農可能であるというような数字が農林水産省から発表されたと記憶しております。

今回も農林業センサスを行うこと自体が震災対策という面もあると思いますので、一般的な対応というのではなくて、その地域に合った対応ということで東日本大震災における被害の大きい被災地域の調査に柔軟に対応をしていただくというのでいいのではないかと思います。もしほかに何か御意見等がございましたら伺いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、審査メモの6番目の論点に関しましても、農林水産省からの御回答で適当と判断できると決着させていただきます。ありがとうございます。

それでは、今度は資料3-1の29ページになります。「7 今後の検討を要する事項」で(1)、(2)、(3)、(4)と4つございます。1つにつき10分くらいの算段で審議を進めてまいりたいと思います。

まずは金子調査官から御説明をよろしく願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、今後検討を要する事項について御説明をいたします。審査メモの29ページを御覧いただければと思います。ここでは私どもといたしましては、今後検討を要する事項として、前回まで御審議をいただきました経済センサスとの関係を除き、3点あるのではないかと考えているところであります。

まず1点目は「農林業経営体調査の在り方に関する検討」というようなことで、こちらの枠に記載しておりますとおり、近年の状況といたしまして、まず農村地域においては農業就業者の高齢化、あるいは後継者不足といったことで、農家単独での営農活動が非常に難しくなっている。また、平成19年に集落営農組織、いわゆる集落を単位として営農活動を共同で行う組織であります。こちらが水田・畑作経営所得安定対策。いわば所得

補填の制度であります。この対象になったといった状況がございまして、相対的に零細な農家が集落営農組織に加入するケースが非常に増えてきております。

特に、今、申し上げた所得安定対策については零細農家の場合、農家単独ではその対象にならないということで、集落営農に参加するという形で、そういった対象にさせていただくというようなことも、その参加の大きな動機になっているということでもあります。こういったことで、集落営農組織自体も実は最近非常に増えてきてございまして、平成17年あるいは18年くらいまでは全国で1万程度という数字でありましたけれども、19年度以降では、大体19年度が1万2,000、平成20年度は1万3,000、直近で25年度になると1万4,000強ということで、次第に増えてきているという状況がございまして。

こういったケースにおいて、農家が集落営農組織に参加する、部分的というケースもあるかと思いますが、仮に集落営農組織の中で全ての営農活動を行うといった場合、農林業センサスの調査結果において、どのようなことが起きるかということになりますと、その参加農家の営農活動の実態は大きく変わらないのですけれども、統計上、見かけ上ですが、例えば農家数とか耕地の借り入れ面積とか農業機械の所有台数とか、そういった面でいろいろと数字上の変化が起きてくる。

例えば農家数で言いますと、参加する農家が集落営農組織の構成員の1つとみなされるということで、見かけ上は家族経営体の数が減るということが起きます。また、参加する農家の経営耕地、自作地ですけれども、こういったものが集落営農組織に参加すると、集落営農組織の借り入れ耕地になるということで、借り入れ耕地面積が増えるという状況も起きます。

さらに参加する農家の所有している農業機械といったものは、実態的に集落営農の中で営農活動に利用されていても、集落営農組織が保有する農業機械という形でないとは把握されないということで、農業機械の所有台数も減るといった状況が起きるといってあります。

こうした数字上の変化自体が問題というわけではないのですけれども、現行の農林業センサスの調査結果において、例えば農家数の減少というものが離農とか農業を辞めたというような形で減っているのか。集落営農に参加することにより減ったのか。あるいは先ほど申し上げた借り入れ耕地面積の増加も集落営農に参加したためなのか。それとも、他の農家に農地を貸したからということなのか。こういった生産構造の変化の背景が必ずしも十分にわからないのではないかとということについて、少し問題ではないかと考えているところであります。

例えばもう少し具体的な例で申し上げますと、九州のある県の場合は、農家数が2005年の農林業センサスでは約3万ありました。ところが2012年の平成22年には1万8,000ということで、5年間で約6割に激減しているという状況がございまして。この減少の原因はいろいろな研究者の方々の研究等によりますと、主な原因は農家の集落営農組織への参加である。この県はもともと昔から機械を共同利用するという習慣があつて、それが土台と

なって集落営農が非常に進んだということがあります。

こういうことが農林業センサスの結果では直ちにはわからない。やはり農林業センサスは、その調査目的の一つとして農業生産構造の把握というものを掲げておりますので、こうした大きな生産構造の変化というものの背景を的確に把握するための検討が必要ではないか。この部分はこうした問題意識でありまして、それを踏まえまして具体的に審査メモの29ページで幾つか掲げている論点を検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

1点目が、そもそも農林業センサスにおいて集落営農組織はどのように定義をされているのか。また、その判定基準はどうなっているかということ。2点目として、農林業センサスで農家の集落営農組織への参加状況等の実態がどの程度明らかになっているのか。3点目といたしまして、農林業センサスの調査結果とは別に一般統計調査として集落営農実態調査という調査を実施しており、この調査は全国の市町村を対象といたしまして、その集落営農組織の数とか構成農家数とか農地の集積状況とか、そういったものを調査しているわけですが、この実態調査の結果と例えばこの農林業センサスの結果について、市町村単位であわせて見ることによって、その集落営農組織の設立とか、それへの参加農家数の増加等、その地域の農家数、借り入れ耕地面積への関係、こういったものを把握分析することができるような統計というものを考える必要があるのではないか。これらの点を確認、検討する必要があると考えているところであります。

また、3点目の関係では、農林業センサスと集落営農実態調査につきまして、農林水産省から両調査の名簿の名寄せによる分析を行うという御回答が以前ございましたので、この点については追加的に名寄せの方法とか、名寄せの結果、作成する統計等の内容とか、あるいは分析の視点といったものを追加論点として出しているところでありまして、これらの点につきましてもあわせて確認する必要があると考えているところであります。

2点目であります。審査メモの29ページの下の「(2) 農山村地域調査(農業集落用)の対象範囲に関する検討」であります。この農山村集落調査票の集落用の対象となる農業集落というものについては、全域が市街化区域に含まれるものを除きまして、調査対象になっているということですが、これは全域が含まれるということでありまして、大部分が市街化区域に含まれる場合であっても100%でないということになると、この調査の対象になるわけですが、こういった集落を調査対象とする必要が本当にあるのかどうかということについて検討が必要と考えているところであります。

29ページの一番下に論点として記載しておりますとおり、例えばということで、8割以上、市街化区域となっている農業集落について把握する理由はどういったことなのか。そういったものに対する調査結果は具体的に何に利用されているのか。

審査メモの30ページに行ってください、2つ目として、2010年の農林業センサスにおける調査結果だと、総農家数がゼロという農業集落が全国で約5,800ほどあるわけですが、こういったものは都市部にあるとか、いわゆる大部分が市街化区域に含まれてい

るものと考えていいのかどうか。また、こういった集落に対する調査結果は具体的にどのように利用されているのか。そういった点を確認する必要があると考えているところであり

ます。経済センサスとの関係は飛ばしまして、3点目ということで、審査メモの30ページの「(4) 農林業経営体の定義に関する検討」であります。昨今、農家の兼業化の進展ということもあり、そういった農業を取り巻く環境の変化が著しいという状況を踏まえて、結果利用等の観点から、どの程度の規模の農家まで調査対象とすることが適当なのか。例えばあまりにも小規模の農家を対象としているとか、経営体としての定義について合理性を欠いているのではないかとといった御意見も中にはあるということで、中長期的に現行のそういった農林業経営体の定義を考える必要があるのではないかと考えているところであり

ます。具体的にはその下に記載してありますとおり、現行の物的指標として、経営耕地面積30アール、農業生産物の年間販売額50万円というものを設けているわけでございますけれども、こういった物的指標は引き続き妥当なものであるのかどうかということを検討する必要があるのではないかと考えているところであり

ます。この関係の説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

先ほど4つと申しましたけれども、経済センサスに関しては前回議論をいただきましたので、その3点目を除くと全部で3つということになります。それでは、農林水産省から御説明をよろしくお願いします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 第1回の資料3-2の18ページからになります。集落営農の定義はどうなっているのかということでございます。

農林業センサスでは、集落営農の把握は行っておらず、一般統計である集落営農実態調査により毎年、集落営農の全数及びその概要を把握するというところでございまして、定義は下のほうになりますが、集落営農とは集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化、統一化に関する合意のもとに実施される営農を言うということで、さらにそれぞれの注意書きがございます。

具体的などころで行きますと、一番下の部分になりますが、具体的には次のいずれかに該当する取り組みということで幾つかイメージが湧くかと思しますので申し上げますと、集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用している。あるいは同じような共同所有をしながら、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が活用しているということで、次の(3)、(4)、(5)、(6)と具体的な例をそこに挙げておりますので、また見ていただければと思います。

ただ、ア、イのところ挙げていますように、農業用機械の所有のみを共同で行うような取り組み。あるいは栽培協定、用排水の管理合意のみの取組は集落営農には含んでおり

ません。

集落営農の参加状況の実態がどのようになっているかということで、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において担い手と位置づけられて、政策上は5年に一度ではなく毎年把握する必要があったことから、平成17年より一般統計として集落営農実態調査を開始して、集落営農数あるいは参加している農家数等の概況を把握するというやってきております。

3番目の集落営農実態調査の結果をリンケージすることなどによって、生産構造の変化をよりの確に表す統計を作成する必要ということで、現状では具体的な対応関係が明らかでないということがありまして、農林業センサスの集落営農集計等は行っていないところでございます。しかしながら、御指摘については省内政策部局からも農林業センサス研究会からも要望が挙げられたことを踏まえて、2015年の農林業センサスにおいて、両名簿の名寄せによる分析を行うことを計画しております。

若干誤解があつてはいけないものですから御指摘をさせていただきますが、資料3-1の審査メモの論点の上の部分の枠の中で、どちらかという中段から下のあたりになっておりますが、農業を行っているものの実数は変わらないにもかかわらず、農家数が減少してしまうという現状の御説明がありましたけれども、

農林業センサスは農業生産を行っている単位ごとに経営体や農家の定義に対応するか否かを判断しております。全ての営農活動を当該組織で行って、それで世帯での営農実態がない場合は農家経営としてのカウントはしないという考え方をとっております。もちろん集落営農などに参加していても、営農の一部は組織で行うけれども、世帯としての営農実態も別にありますというような場合は、当然、家族経営体としてカウントをしているところであるものですから、誤解を招く表現かなと思っているものです。

2番目の点になります。農山村地域調査の対象範囲に関する検討でございます。市街化区域となっている農業集落に関する部分でございます。大部分が市街化区域である農業集落においても隣接する市街化調整区域においては、農業振興地域として積極的に指定することとしています。そういったことから農業集落の状況を把握する必要があり、調査結果は集落機能を維持していくための施策の分析に利用されております。混住化、地域資源の賦存・保全、実行組合の有無等でございます。

農家数がゼロである農業集落が全国で5,800集落見られるという部分で、都市部に所在するのは大部分が市街化区域に含まれると考えてよいのか。調査結果は具体的にどのように利用されるのかというところでございます。

総農家数がゼロとなっている農業集落数は全国で5,768集落が存在しておりますけれども、このような集落の状況としましては、農家数がゼロであっても地域資源がある。組織経営体があり、農業生産活動が行われている可能性が当然あります。農林業経営体調査は属人統計であることから、当該集落に耕地があり入作を行っている家族経営体または組織経営体がいるということ。土地持ち非農家によるコミュニティがあるなどが考えられてい

ます。

本調査では農山村地域の総資源量把握を行うこととしていることから上記①について、また、農業集落は農林業経営体調査の最小集計単位であるということがありますので、農林業経営体調査結果とあわせた利用を可能とするため、上記②～④の農業集落の状況及び今後、農林業経営体が出現する可能性のある農業集落について把握しておく必要があると考えております。

次に 20 ページ、農林業経営体の定義に関する部分でございます。物的指標につきまして、引き続き全数調査として、農林業の構造を把握する上で妥当なものであるかを検討する必要があるのではないかという御指摘でございます。2000 年の農林業センサスの計画の答申において、統計の安定性・継続性を確保する観点から、従来の農産物販売金額にかわる物的指標を導入することについて、次回農林業センサスに向けて検討する必要があるとの指摘を受けまして、経営耕地面積 30 アールに加えて、農産物販売金額 50 万円に相当する物的指標を、農業経営動向統計を用いて部門ごとに設定して、2005 年の農林業センサスから利用をしているという部分でございます。

21 ページの部分にそれぞれの類型別の基準が出ております。

農林業経営体の農業の規模として、経営耕地面積に加えて導入した物的指標や農業経営体の補足にどの程度機能しているかを確認したところ、経営耕地面積及び上記で設定している具体的な物的指標により、2005 年及び 2010 年の結果の双方において農業経営体の 99.7%を補足しており、有効に機能していることが確認されています。

さらに物的指標の単位当たりの農業粗収益を算出すると、どの部門においてもおおむね 50 万円に近傍するものとなっており、実態として見直しが必要なほどの乖離は認められておりません。

農林業センサスの研究会においても有識者を交えて検討を行っておりますけれども、FAO の世界農業センサスに係る要請、諸外国の農業センサスの下限基準、農政上の利用等も総合的に勘案し、引き続き上記の基準により同様の規模を把握していくことが適当であるとの結論を得たところでございます。

ちなみに海外ではアメリカなどの農業は大きいというイメージもございますけれども、アメリカでは 1,000 ドルを基準にしておりますので、ほぼ 10 万円というような基準でございます。そういったような形で FAO のほうでも小さい規模の部分は非常に重要なので、把握するようにむしろ指導しているような状況もございます。そういったことも踏まえて、私どもも今の基準を維持してまいりたいと思っております。

○鹿野農林水産省係長 1 点だけ補足をさせていただきます。第 2 回の部会において追加の論点がないかということで集約して、第 3 回である 39 回の産業統計部会において資料としてはお示ししていたのですが、審議としては先ほどの集落営農等の関係で触れなければいけなかったところがございますので、そちらを御説明させていただきます。

具体的には第 39 回産業統計部会、前回 7 月 12 日の部会でお示しした資料 3 の 6 ページ

になります。具体的に言いますと追加の論点として、具体的な名寄せ分析の方法や分析の視点、そのようなものが追加の論点として提示されたところがございます。２段落目がございますけれども、具体的な名寄せの方法としましては、両調査の名称や住所、そういった属性情報によって名寄せを行います。その上で農林業経営体の中で集落営農に合致するものを抽出集計をした上で分析を行いたいと考えております。

具体的な分析の視点ということでございますけれども、３段落目にありますとおり、農林業センサスで把握している項目を活用した集落営農集計といったイメージでございます。それによって実際の集落営農とそれ以外の組織経営体での経営の違いといったものを明らかにしていきたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

審査メモでは、今後検討を要する事項ということで論点として挙げられているわけですが、今の御回答だと検討する必要はないという御回答と受け取ってよろしいわけですか。これは大きな枠組みで言うと、今後の農林業センサスをどう考えていくのかというような、かなり大きな問題であるとも捉えられるわけですが、まずは今の論点メモの御説明と農林水産省からの御回答等に関して、委員、専門委員の方から御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、１つずつ検討していただきたいと思います。まずは資料３－１の論点メモの29ページの「(1) 農林業経営体調査の在り方に関する検討」ということで論点が３つ挙げられておりますが、それに対する御回答のほうは1回目の資料３－２の18～19ページにかけて示されております。この点に関しまして、委員、専門委員の方から御意見等がございましたら、お願いいたします。

○納口専門委員 集落営農については農水省から御説明がありましたように、それが一つの経営になっているものを農林業センサスでは捉えているということですから、その捉え方でよろしいと思っております。

先日、集落営農が進んでいる福井県に参り、少し勉強をしてきたのですが、集落営農という形ですと行くのか、あるいは個別経営に戻るのかということが気になりました。聞いてみますと、個別経営に戻るのは現実的ではなくて、集落ぐるみで集落営農という形になって、それが立ち行かない場合は、今度は大きな法人との連携とか、あるいは法人がその集落の農地全体を借り受けるとかいう形で、また次の経営の展開がありそうな感じでした。農地を所有している単位ではなくて、経営の単位で捉えていく、その中で集落営農を位置づけるということで特段の問題はないと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○納口専門委員 もう一点、集落営農実態調査とのリンケージもお考えだということでした。こういうことは難しいのではないかと考えていたのですが、積極的に出していただい

て、研究者としても興味深い分析ができるのではないかと期待しております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。あまり長引かせるつもりはないのですが、大きな枠組みの話をしていまして、これは、私はいろいろところで申し上げていることで、農林水産省の統計に限ったことではないのですが、そもそも生産の構造を捉えるといったときのインプットというのは、本来はフローではかられて然るべきです。何人の人が何日働いた、何人の人が何時間働いた。あるいはもっと細かく言えば、どういう種類の労働サービスが何時間提供されているのか。何人・日とか何人・時間とか、そういったもので捉えられないと、生産の構造、アウトプットのほうはフローではかられているわけなので、生産の構造はインプットのほうもフローできちんと把握するという形になっていないと、本来的には生産性とか、そういった議論は厳密にはできないということになるわけです。

先ほど金子調査官から、農家が集落営農の中に入ってしまうことによって、見かけ上は農家数が減ってしまうように見えるという問題もインプットのほうが人・時間とか人・日のほうで量られていけば、そういうことは発生しないというか、ちゃんとアウトプットとインプットのほうは対応することになります。

逆にそのように量っていないと集落で営農することの意味とか、そういうことがきちんと生産性という形でははかれないわけです。農林水産省の調査票はその点で言うと非常に優れている面があって、何日働いたかというのをちゃんと捉えていますので、少なくとも労働用益のほうに関してはきちんと人・時間がはかられている格好になっているわけですね。それはどういう労働サービスかということまで細かく分離していないというきらいはあるかもしれませんが、少なくともどの人が何日働いたかというところまでかなり細かくとっているのです、その点ではアウトプットとインプットとの対応関係はほかの産業統計に比べると比較的細かい情報がとられているのではないかと考えています。

惜しむらくは資本のほうに関してもどれくらい使ったかというような情報がとれると、経済学的には非常にいい調査になるのかなという感じがするのですが、おそらく農林業経営体調査のあり方と（１）で挙げられている論点としては、そういう労働生産性であるとか、あるいはもっと大きく資本の生産性であるとか、そういう観点から考えたときに特にこれから先に、先ほど納口専門委員もおっしゃっていたように、農業は物すごく大きな形で変わっていくと思うので、そういう農業の変化ということを考えたときに、農林業経営体調査はどう考えていったらいいのか。

多分そういうような論点だろうかと私は理解をしたのですが、おそらく議論し出すと何時間でも費やしてしまいそうな論点になろうかと思いますが、もし何か（１）に関して、私はあまり農林水産業についての知識がない状態で一般論として申し上げましたけれども、何か付け加えるべき点等がございましたら、お願いいたします。

○納口専門委員 今、座長がおっしゃられた点については、たしか2000年農林業センサスから労働力のインプットで規模をはかって、規模別の指標にするということが行われてお

ります。それ以前は土地面積が規模の指標だったのですが、そうすると違う作目を比較することが非常に難しいので、インプットされた労働力の規模別にはかるというやり方が非常に有効性を持っているなと思います。

資本の点については、多分まだちょっと難しいのかなという感じがいたしますのと、農地というのがありますので、これは農業の場合は難しいのかなという感じがしております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今、納口委員がおっしゃいましたけれども、やはり資本の部分は難しいのかなというようにございまして。私どもは農業経営統計調査という基幹統計調査を実施しておりまして、それは農林業センサスでは非常に捉えにくい経営の部分となる資本も捉えておりますし、労働投入量も捉えております。

そういった中でいろいろな農業の形態別ですとか、あるいは先ほどの任意組織という集落営農のようなものも含めて調査結果を出しておりますので、標本でそういった形のものを作っているというのが今の実態ではないかと思っているところでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

金子調査官から何かございますか。

○金子総務省政策統括官付調査官 基本的には先ほど申し上げたとおりですが、もう少し補足して申し上げれば、集落営農というものは食料・農業・農村基本計画の中でも主な担い手の1つに掲げられ、その育成が推進されている。推進とは、例えば機械を導入する際の補助とか6次産業化関連で施設を導入する際の補助とか、そういったいろいろな形で公的支援が入って推進されている。それで現行の食料・農業・農村基本計画が見直されたときに合わせて見直された農業構造の展望というものの中でも、現行は25年で集落営農の数は1万4,000と申し上げましたが、農林水産省は、この展望の中で平成32年には2万3,000というような数字も挙げている。つまり、これをさらに推進していこうという姿勢であり、実際に増えてきているという状況であるわけです。

そうしますと、確かに捉え方として、基本的に集落営農といった場合、組織経営体というような形で捉えられるのですけれども、現行の農林業センサスの中で集落営農という形での表章は必ずしも明確にはなっていないというようなことで、実際にいろいろな研究者や農業関係の団体のシンクタンク等でも、そういった実態がなかなか見えないという指摘が多々ございまして、有識者の方が苦勞をされて、農家が減っているのは集落営農の影響が大きいのではないかと、いろいろと苦勞されて分析されているという状況もあるということでもあります。

したがって、本来的には、先ほど集計の話を上申しますが、本当はもう少し踏み込んで、農林業センサスの本体の中でそういったものをきちんと捉え、きちんと表章すべきだろうということが理想としてはあるのですが、なかなか一足飛びにそこまで行くのも難しいだろうということで、農家数なり、そういったものの数字の変化の背景がわ

かるようなものを一般統計とリンケージするなりして、もう少し関連の統計をお考えになったほうがいいのではないかという趣旨で申し上げた次第です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、「(1) 農林業経営体調査の在り方に関する検討」に関しましては、一般統計調査の中の集落営農実態調査に関して、名寄せ集計などをしていただくということは農林水産省のほうも約束していただいていると私は理解しておりますので、これでどのような集落営農に関する実態というのでしょうか。そういう構造的な分析を踏まえた上で、次回の農林業センサスのときに御検討をいただくというか、名寄せ集計等によって、その材料を作っていただく。それを今後の検討課題としたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、論点メモの「(2) 農山村地域調査（農業集落用）の対象範囲に関する検討」に関しては、委員、専門委員の方から御意見はいかがでしょうか。

○橋口専門委員 現在いわゆる全域が市街化区域内の集落につきましては、農業振興地域でないということによって圃場整備等の施策の対象でないということから、今は省かれているということでもあります。しかし、全域が市街化区域内でも農業が実際には営まれて、いわゆる都市農業としては自治体の施策の対象となっているところもございます。

個人的には、そういう意味ではそういったところの農業の実態も把握して欲しいぐらいですので、さらにその範囲が狭まるということについては、統計を利用する立場、私も 2005 年、2010 年の集落調査の結果を利用させていただいたことがあります。これ以上、範囲が狭まるということについては非常に問題が多いのではないかと考えています。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。もしないようでしたら、農林水産省のほうから御回答があった、第 1 回目の資料 3-2 に申しますと、19 ページの一番下にある①の地域資源があるということで、例え農家数がゼロであっても対象とすべきであるということと、今、橋口専門委員から、たとえ農家数がゼロであっても農業をしているという実態はあるので、これ以上その対象範囲が狭まることに関しては、研究の面からも利用の面からも懸念があるということでしたので、現状のままで今後検討を要する事項とはならないというような結論にしようと思えますが、金子調査官から何かございますか。

○金子総務省政策統括官付調査官 それは結構です。

○西郷部会長 わかりました。では、そのようにさせていただきます。

最後に資料 2-3 の 20 ページ、審査メモで言うと 30 ページになりますが、「(4) 農林業経営体の定義に関する検討」です。これはいわゆる統計の操作的な定義といえますか、何をもって調査対象とするのかという外形基準といえますけれども、どの範囲までを調査対象範囲に含めるのかということだと思います。これに関しては論点メモ及び農林水産省からの御回答ということで説明があったところですが、何か専門委員、委員から御意見等がございますか。

こういうところでよく持ち出される基準というのが、いわゆるカバレッジということでしょうか。資料3-2で言いますと21ページの一番上にカバレッジに対応する数字が99.7%とか出ているわけですが、これで十分かどうかということです。あるいは逆にそこまで捉える必要があるのかという見方もできると思いますが、何か御意見等がございますか。

○橋口専門委員 審査メモで、あまりにも小規模の農家も対象としておりということに絡みますけれども、先ほど部会長がおっしゃったカバレッジの問題とは別の視点かと思いますが、経営体の規模別の分布を見て、いわゆる正規分布のような形になっているのであれば、そういった発想というのはあり得ると思いますけれども、農業の場合は規模の小さいところに分布が偏っているわけでありまして、そういう意味ではそういったところも対象にしないと全体像が見えてこないというのが実情だろうと思います。

例えば世間で一般的によく話題になる耕作放棄地の問題があります。2005年農林業センサスの結果、たしか38万ヘクタールということで埼玉県の面積くらいあるということが世間でも大きく話題になりました。私などはできれば地目別の分類ですね。38万ヘクタールの耕作放棄地が水田なのか畑なのか、あるいは樹園地なのか、そういったことも知りたいと思うのですが、現在はいわゆる38万ヘクタールの耕作放棄地と言われたものは、土地持ち非農家あるいは自給的農家の数を含んでおりまして、そういったものは地目が調べられていないという現状にあります。したがって、これ以上、調査対象を狭めることは弊害が出てくるのではないかとことを思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。納口先生、お願いいたします。

○納口専門委員 農業というのがいろいろな意味を持ってきていて、小さい面積規模あるいは小さい販売金額の農業経営であっても、環境保全型の農業経営であるとか、新規参入者で最初は規模が小さいとか、都市農村交流を目的にした農場とか、あるいは福祉のための農場とか、そういったところも農業経営の中に出てきています。そこを全部落としてしまうということになりますと、むしろ農業の新しい機能を見落してしまうというような気もいたしますので、やはりこの程度の規模以上のところはとっていったほうがいいのではないかと私は思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

お二人の御意見ですと、今の外形基準はおおむね適当であるという御判断だと思いますけれども、ほかに何か御意見等がございますか。

なければ、専門委員からの御意見ということで、今の外形基準はおおむね適当であると。特にこれはまだ2005年に導入されたばかりですので、おそらくは農林水産省のほうで不断にカバレッジであるとか、今、橋口先生から御指摘があった分布の裾という概念も非常に重要な観点だと思いますので、そういったものを見ながら、その都度、検討していただいていることと思います。

そうは言いながら、私は産業統計部会の別の部会では、裾切り調査の導入というような全然違う観点からの議論も同時にしていて、同じ頭の中で全然違う方向から議論をしなければいけないというのはなかなか難しいなという面がございませうけれども、少なくとも農林業センサスに関してはセンサスという言葉が表わすとおり、規模の小さいものにも目配りをしながら調査を続けていくというのは適切なのではないかと思います。

それでは、前回議論をしたということで、経済センサスとの関係に関する検討は今、特に議論をしなかったのですけれども、追加説明が金子調査官からございませうので、よろしくお願ひいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 経済センサスとの関係については前回部会で御議論をいただいたのですが、もう一度整理して御説明を差し上げたほうがよいのではないかとということで、お時間をいただいた次第です。

この問題の前提となる状況を少し申し上げますと、皆様も御承知のとおり、いわゆる農業経営の継続発展ということで法人化が進められているということで、実際に例えば 2005 年と 2010 年の農林業センサスの結果を比較すると、農業経営体数自体は 200 万から 167 万と全体としては減っているのですけれども、法人を含めた組織経営体は 2 万 8,000 から 3 万 1,000 に増えてきている。こうした経営体においては別途御議論をいただいたような 6 次産業化の推進ということや、あるいはその経営の安定という観点から、その農業の関連事業、場合によっては農業以外の事業を展開しているものも少なくないと考えられるところであります。

関連事業で言えば、6 次産業化の総合調査、これは一般統計調査ですけれども、平成 24 年調査の結果で見ると、いわゆる関連事業を行っている経営体は 6 万 7,000 経営体ほどあるのですが、そのうち法人等が行っているものが約 2 万近くある。つまり、特に法人経営体農業以外の業種にもいろいろな形で参入をしていっている状況があるということでありませう。

一方、異業種との連携の部分で農林水産省から別途のところデータを示されておりましたけれども、農業以外の事業を行う、いわゆる一般の法人、株式会社とかそういった法人。こういったものが農業に参入している現象も増えつつある。これは特に最近増えてきているのはなぜかということ、平成 21 年に農地の減少の防止という観点等もあり、農地法が改正された。その中で従前ですと、農地の利用権を設定できる法人は農業生産法人に限定されていたのですが、この法改正によって、その農業生産法人以外の一般の法人でも農地の利用権の設定が可能になったという状況があります。こういった形で、一般の法人が農業に参入してきているという状況もございませう。

つまり農業経営体が農業以外の業種へと、また、農業以外の業種を営む法人が農業へと、お互いにそれぞれ参入しつつあるという状況に徐々になってきているということでありませう。こうした状況がどんどん進行していきますと、今後の営農主体の育成とか農地の有効活用とか、いろいろな関係施策を検討するに当たって、やはり農業経営体とか農業部分だ

けの情報では必ずしも十分ではない。

つまり、その農業を営んでいる法人の経済活動全体、さらにその中に占める農業のウェート、農業以外の事業をやっているといえ、例えばどんなことをやっているか。農業であれば、どんな生産活動をしているのか。そういった経済活動の全体像を捉えないと、またはそれぞれの相互関係とかを把握しないと、今後の営農主体の育成とか、そういったものを検討するのはなかなか難しいのではないかと。これが問題意識であります。

では、具体的にそういうものを把握分析するためにどうするのかということでもありますけれども、1つの方法として考えられるものとしては、今回の2015年の農林業センサスの調査対象となった農林業経営体のうち、法人経営体のものに係る調査結果について、事業者母集団データベースというものを介して、平成28年、2016年に実施が予定されている経済センサス-活動調査の調査結果のデータ移送を受けることによって、リンケージを行って、農業を営む法人の全体像とか、その中に占める農業のウェートとか、そういったものを把握分析できるような統計を作成することが考えられるのではないかと。

今、申し上げた経済センサス-活動調査は、農業の分野についても、法人経営体のものは調査対象としており、この調査の中で主産業だけではなくて従産業も含んだ形で、つまり企業あるいは事業所全体の経済活動が把握できるという調査であります。

時期的なずれは若干あるのですが、2015年農林業センサスの調査対象は平成27年2月1日が基準日で、そこから直近1年間。つまり平成26年2月～27年1月と多分こういう期間になる。一方、平成28年の経済センサス-活動調査、これは歴年ですけれども、平成27年1月～12月。確かに1年ほどずれはあるのですが、そんなに大きく離れているわけではない。

さらに先ほど申し上げた事業者母集団データベースの話を上げますと、過去に経済センサスの基礎調査あるいは活動調査の調査対象となった法人経営体のものについては、共通的な事業所企業コード番号がつけます。事業者母集団データベースは総務省統計局が整備しているのですが、そのコードがデータベースの中で登録されています。したがって、こういった共通コードが付されているものについては、平成28年の経済センサス-活動調査の結果とリンケージが比較的容易にできるという状況があります。

したがって、こうした諸々の状況を鑑みるに、少なくとも法人経営体である組織経営体については、その農林業センサスと経済センサスの結果のリンケージという形で農業を営む法人の経済活動の全体像とか、そこに占める農業のウェイトとか、これらの相互関係等を把握分析できる統計をつくるのが可能ではないかと考えているところであります。

私からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

補足説明ということですので、特に議論の対象とはいたしません、何か特にここで言っておきたいということがございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。以上をもちまして、審査メモに関わる審議

は終了ということにさせていただきます。

それでは、答申案についてですけれども、本日お配りしました資料3になります。そちらを御覧ください。終了まであと40分くらいということですが、できればこの答申についての審議は本日中に終わらせたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初にお断りということですが、本来であれば、全ての審議を踏まえた上で答申というのは作成されるべきですが、時間の関係から本日の審議を盛り込むことは当然できませんので、そういった部分に関してはペンディングという形で「P」と書いてあるところがところどころにあると思っておりますけれども、そのPと書いてあるところが本日の審議にかかわる部分で、そこは一種仮置きという形で書いてあることは御了承いただきたいと思っております。

答申案ですが、最初に前文がございまして、次に「1 本調査計画の変更」が1ページ目でございます。それがずっと続いているような形になりまして、12ページに諮問第12号答申云々が2番という形で出てきます。3番は14ページで本日議論したことでペンディングという形で掲げてありまして、15ページに「4 今後の課題」が載っていますが、今後の課題に関しても本日議論していただいたところですので、後で何をここに書くべきかを議論させていただければと思います。全体的な構成はそのような形になっております。

まずは1ページに戻らせていただきまして、「1 本調査計画の変更」で「(1) 承認の適否」です。ここは結論といたしましては、最初の段落で、その変更を承認して差し支えないと、変更してもよいというような結論を書いておりまして、その次に、ただし、計画を部分的には修正の必要がありますよという書き方になっています。

本来はこの(1)は結論に当たる部分ですので、全部を議論した後でこの書き方でいかとなる部分だとは思っておりますので、今は差し支えないという表現を仮置きのような形で置かせていただいて、まずは変更事項のほうですね。「(2) 利用等」の細部のほうに入らせていただきたいと思っております。

「(ア) 変更事項1」です。これは家族経営体の部分です。経営主とともに経営方針の決定にかかわっているという部分が追加されるというのが今回の変更案です。これに関しては結論の部分が2ページの上から2行目のところに書いてありまして、適当であると。ただし、調査票の中の本事項に関する注釈に関しては報告者において云々ということで注文をつけるという形になっております。まずは「(ア) 変更事項1」がこのような答申の書きぶりで適切であるかどうかについて審議をしていただければと思います。

答申案の2ページ目の表2にございますけれども、この部会で審議した内容を踏まえて修正をしていただいているということですが、いかがでしょうか。ここで議論していただいたことを反映していただいているということですので、適当という形で決着させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、2ページの「(イ) 変更事項2」になります。常雇いの部分です。変更前は年齢について切っていなかったのを表3のように変更するということですが、これに関しては判断としては表3の下の最初の段落の最後のところに書いてありますが、適当であるという判断をしております。ただし、年齢の区分に関してはもう少し細かくしたほうがいいのではないかというような御意見もございました。

結果的に3ページ目の一番上の表4のように、申請案よりもさらに細かい区分で年齢を捉えるというような形に修正をしていただいたということですが、これも部会の審議をそのまま反映させていただいたということで適当であると判断したいと思いますが、いかがでしょうか。

橋口専門委員、お願いします。

○橋口専門委員 中身は異論ないのですけれども、単純な疑問ですが、例えば3ページの一番下の統計委員会修正案には、既に修正がなされた調査票そのものがほかのところも含めて載っているのですが、ここだけそうになっていないというのは何理由かございますのでしょうか。

○西郷部会長 それは最終版が載っていないということですが、どうですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 これは作業的に非常に簡略版な形にはしておりますが、これで十分に伝わるかなということで、こうさせていただいております。

○橋口専門委員 ただ、ほかは全部そうになっていて、ここだけちょっと。

○金子総務省政策統括官付調査官 その点は、ほかに合わせられるかどうかを検討して、合わせられるようであれば合わせたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。その点に関しては最終版が載せられるかどうかを部会長預かりという形で検討させていただきます。その部会長の預かりの部分以外にもし修正点がないということであれば、その預かり部分まで含めて、ここで適当と判断させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、3ページ目の「(ウ) 変更事項3」ということで、これは飼料用の稲を使ったというのがわかりにくいのではないかとということで、申請案からさらに部会で審議していただいた結果、最終形が表6の右側のような形になるということですが、これに関しても部会の審議を反映しているという点で適当と言えと思いますが、何か御意見等がございますか。

もしなければ、これも適当と判断させていただきます。ありがとうございます。

次は答申案の4ページ目「(エ) 変更事項4」で、経営耕地面積について、変更前はこれが作物統計調査に移されるということを前提に、前回の農林業センサスでは経営耕地面積を削除してわけですが、それをいわば復活させるというのが変更の4です。

これに関してはということで、その評価に当たる部分が5ページの上のほうに書いてあ

るわけですが、これに関しては作物統計調査で代替するということだったのですが、①予算の関係等でできなくなったということ、②地方公共団体における農業政策の実施に当たって、極めて重要なデータであるということ、③震災等の被害の大きな地域地点の範囲を決定する上で必要不可欠な情報であるということから、①の上の段落の4行目に当たりますけれども、やむを得ないものと考えするという結論になっております。これに関してはいかがでしょう。

○橋口専門委員 ほかのところが全て適当であるとなっている中で、ここだけやむを得ないものと考えするという表現になっているのですが、統計を使う立場から見ると、細かく作物別の面積をとっていただけるのありがたい話で、これによっていろいろと分析も深められると思うのですが、その立場から見ると、それがやむを得ないという表現が何ともしっくりこないといいたいまいしょうか。ただ、過去の経緯からほかとはちょっと違う性格の部分があることは理解をしているつもりです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

おそらく①、②、③のところだけ読んでみるとポジティブなことばかり書いてあるのに、何故、やむを得ないという結論になるのかということになると思いますけれども、おそらく、これは前回農林業センサスの中から作付面積について外すという判断が行われたわけですね。そのときには作物統計調査で代替できるのだから、本来であれば農林業センサスで捉えたほうがいいのかもしいけれども、代替的な調査が行われるということで、それが適切であると。そこに適当という言葉が使ったかどうかは定かに記憶をしていないのですけれども、一度はそういう判断が行われているわけです。

それが従前の計画どおりの事が運ばなかったのも、また戻すということを行っているわけですね。それをもって適当であるという表現はなかなか使いづらいのではないかとということだと思います。これは竹原委員が再三おっしゃっていたこととも関連しますけれども、何をセンサスで捉えて、何をほかの統計で捉えるべきなのかということについて、その判断にブレがあるようにも見えてしまうわけで、多分そのところを踏まえて、本来であれば前回の答申に基づいて、作物統計調査で代替するという判断に沿って事を運ぶのが望ましかったのだけれども、残念ながらそういうふうにはならなかったのも、ここはやむを得ないという表現になっているのだと思います。ここはここだけ読んでみると変だなと感じるのは、私もそのように思います。

今の点に関してはいかがでしょう。特に農林水産省からは何か御意見はございますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 特にございません。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょう。もしないようでしたら、その答申案に書かれているとおり、ここだけ読むと確かに変な感じはするかもしれないけれども、過去の経緯を踏まえた上でということで、やむを得ないというような表現をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その下の「(オ) 変更事項5」です。これは農産物の出荷先に関する調査事項

についてということで、表8のとおりに変更するという案です。その評価というのが表8のすぐ下の段落の最後のところに書いてありますけれども、適当であると。ただし、これに関しても修正要求が出されて、結果的に6ページの表9ということで、部会で審議した案のように変えていただくことになっております。これも部会の審議を反映していただいたということで、適当と判断できると思いますが、それでよろしいですか。

もし異論がないということであれば、適当と判断させていただきます。ありがとうございました。

その次に6ページ目の「(カ) 変更事項6【P】」となっております。これは本日議論をしていただいた部分ですので、仮置きというような形で書いてあります。本日の議論では特に農林水産省からの説明に対して、異論があるということではございませんで、こちらの表10に書いてある変更後の姿で適当と判断いたしましたので、表10のすぐ下のところにある段落の一番最後のところ、結論の部分がペンディングということになっております。特に説明に対して、それで納得したというのが部会での決着だったと思いますので、これによりというところの結びの部分は適当と判断される。すみません、それでは不正確ですね。

先ほどの御説明ですと、本日お配りいただいた資料2の3ページ目のところです。表の様式そのものの変更はないのだけれども、注の部分をより充実させていただけるというような形での変更が加えられましたので、この変更をもって一応適当ということにしておいて、ただし、本事項に関してはということで、回答者に誤解が生じないような十分な説明が必要なので、それに関しては注で対応すると。それをもって適当と判断させていただくというのが結論になろうかと思えます。

どのような文章表現にするのかということに関しては、事務局と後ほど相談をして、皆様のほうに回覧させていただきたいと思いますが、結論としてはもう一度申し上げますと、結論として適当。ただし、資料3-2の3ページで示していただいたような、中央より充実させるという形での変更を加えるということにしたいと思えます。いかがでしょうか。

それでは、最終的な表現に関しては事務局と私とで話し合っ決めてという形にさせていただければと思います。

続きまして、今度は6ページ目の一番下のほうに「(キ) 変更事項7」がございます。これに関しては農業生産に関連した事業の売上合計金額等に関する調査事項についてということで、表12のような提案がございました。これに関しては評価というのが表12の下のところに書いてありますけれども、段落の一番最後のところを見ていただければわかり、適当と判断をさせていただいています。よろしいですか。

続きまして、7ページ目の「(ク) 変更事項8」で、これは林業の作業を他に任している、ないしは任されているということに関して、表13のような変更の提案がございました。これに関しても表13のすぐ下の段落のところに評価が書いてありまして、一番最後、その段落の末尾のところ、適当であると結んでおります。これも部会で審議していただいたとお

りの結論になっております。よろしいでしょうか。

続きまして、今度は8ページ目に移らせていただきます。「(ケ) 変更事項9」でございます。これは地域資源を活用した施設に関する調査事項について、本申請では表14のとおり削除するというので、これに関しては①、②のような理由によって適当であるというのが表14の下に書いてある結論です。これに関して何か御意見等がございましたら伺いますが、いかがでしょうか。もしないようでしたら、答申案のとおりで決着をさせていただきたいと思っております。

8ページの「(コ) 変更事項10【P】」で、これは本日議論していただいたところです。立地条件と最も近いDIDまでの所要時間ということで、交通手段に関して意見が出ていたわけですね。その議論の結果、どのようになったかというのが9ページ目の表16にございます。これに関しても、本日の資料2の4～5ページ目、特に5ページのほうですね。部会の審議を反映させたような形で修正をしていただけたということでしたので、本日配った資料2の5ページの下の変更案が統計委員会修正案のPと書いてあるところに入るという形でまとめにしたいと思っております。本日の議論を反映させた上で適当と判断するということになろうかと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

もし御異論がないということであれば、本日の議論のとおりにして、それで適当と作文をさせていただきます。

次が9ページの「(サ) 変更事項11」です。地域資源の保全に関する調査事項についてということで、9ページの表17のような変更案が出されております。これに関しての評価ですけれども、すぐ下の段落に適当であるという結論が書かれていて、ただし、選択肢に関する注文が部会で行ったので、それを反映させたものが10ページになりますけれども、表18のところを書いてあります。これは単独というものの表の中に書いてある文言が必ずしも明確でなかったため、それを明確にするというような修正が指摘されて、それが反映されたということです。これをもって適当と、ここは部会で審議していただいたとおりの結論ということになっておりますので、答申案のとおりで決着したいと思っておりますが、いかがですか。

御異論がないということであれば、変更事項11に関しても答申案のとおりとさせていただきます。

「(シ) 変更事項12」ですけれども、これもその前と全く同じようなもので、表20にこちらの部会での審議を反映させた結論が出ております。これをもって適当とさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

11ページ「イ 調査票様式の変更【P】」です。これは本日御議論いただいたところです。内容はOCR調査票の導入ということに関してです。これに関しては先ほどの議論の結論である、導入が適当であるという形で書いてありますが、何か表現等について、もし修正があったら、今、御指摘をいただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、「ウ 調査方法の変更」の「(ア) オンライン調査の導入」ということで、これは1回目の部会等で話し合ったところです。結論としては以下の理由から適当であるとされています。その理由は①、②、③という形で述べられております。これに関して表現等はいかがでしょうか。もし御異論がないようでしたら、これも答申案のとおりということにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは、その下の「(イ) 調査票の配布時期の変更【P】」というところで、これは本日議論をしていただいたところですので、ペンディングとなっております。かなり細かい形で表21のように調査時期の変更の前のタイミングと変更後のタイミング及び変更の理由が書いてあります。

これに関しましては、この答申では適当と書いてあり、先ほどの部会でも適当という判断だったと思っておりますけれども、こちらの答申で仮置きしているものも適当と判断しております。おおむね調査期間が長くなるけれども、調査対象期間は変わらないので、むしろ調査に十分な時間が使えるということから、適当なのではないかというのが先ほどの部会の結論であったかと思っておりますけれども、そのように書いてございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今度は12ページの下「エ 集計事項の変更【P】」です。これは本日御議論をいただいたところです。これに関しまして、何か御質問等がございますか。先ほどの部会ではかなり細かい「から」というのが何を意味するのかという記述的な話ではあったわけですが、御異論がなければ、先ほどの審議手も適当という判断でございましたので、それと同じようにこちらの答申でも適当とさせていただきたいと思っております。

「1 本調査計画の変更」に関しては以上ですけれども、何か全体的にございますか。

それでは、「2 諮問第12号答申『2010年世界農林業センサスの計画について』(平成21年1月19日府統委第6号)における今後の課題への対応について」ということで、3点指摘されているところが①、②、③と12ページに書いてあります。かなり細かく書くと、検討結果の概要が表22に書いてございます。短い時間でここを全部読むのはなかなか難しいかもしれませんが、それに対する表22の14ページの一番上のところです。

表22の検討結果に関しては次の点が認められることから、前回答申の指摘事項に関する対応として評価する。ポジティブな意味での評価をするということだと思います。先ほどの①、②、③に対応するような形で書いてあります。1つがオンライン調査の併用ということ。これは試験的に導入という形で対応していただいた。

次に、農林業経営体の形態に応じて、調査事項に差異を設けた調査票の検討についてということは、総合的な検討を加えて、形態に応じた回答がやさしい調査事項の配置や色彩等の工夫を行ったということ。

特に③は、国際調査とのデータリンケージを図っていただくということから、ぜひそう

いうことを進めるべきであるということ、適当と判断をしたということです。何かこちらの大きな2番に関して部分的なところ、あるいは全体的なことでもいいですけども、何か御意見等があったら伺いたいと思います。よろしいですか。

それでは、14 ページの「3 東日本大震災による被災地域への対応【P】」ということで、こちらは本日話し合ったことですので、ペンディングという仮置き形で書いてあります。結論といたしましては、最初の部会で配られました資料3-2の17ページ~18ページにかけて記されております、先ほど御説明があった農林水産省の対応に関して、結論としては14 ページの一番下に書いてありますけれども、適当であるという形になっております。この結論で決着ということにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、15 ページに移らせていただきまして「4 今後の課題【P】」ということで、これも本日検討したところでございますので、ペンディングとなっております。答申案のほうでは今後検討を要する事項ということで、経済センサスとの関係に関する検討まで含めると、(1)~(4)まで4つ、今後検討を要する事項が挙がっていたわけですけども、それらも踏まえた上で何を今後の課題というところに書くのかということは議論をさせていただければと思います。

ここに書いたことに関しては、次回の農林業センサスのときには答えなければいけないということになりますので、あまり大きな課題を書くわけにはいかないということもございますけれども、逆に今後の農林業センサスを考えていく上で、こういうことはぜひ検討しておくべきではないかということは載せていただければと思います。

まずは仮置きとは言いながら、(1)のところでも国勢調査の調査区情報の活用の継続的な推進についてということが書いてあります。今回、農林水産省からGISの機能等を使って、農林業センサスと国勢調査の調査区そのものをそろえるということは技術的に難しかったのだけでも、位置情報を媒介にすることによって、農林業センサスの調査部分と国勢調査の調査部分がうまく対応するような形で分析が可能になるというような御回答がございました。ここに書いてあることは、そういったことができるということであれば、引き続きそういった取組を行って、有用な分析結果を示して欲しいということが書いてあるということになっておりますので、(1)はぜひ入れておきたいと私も思うのですが、何かございますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 私どもが思っておりますのは、前段の前の課題として、今、進めている内容については評価をいただいたと思っております。

13 ページの③に概要が書いてありますが、この中段くらいのところで、データリンクageに係る研究会を初めとして、この間ずっとこの問題については検討をしまいいりまして、データリンクageに係る研究会は舟岡先生や松田先生も入っていただいてやってきたところでもございます。一旦20年、21年の分析事業の中で結局、調査区情報をそのまま使うのはもう無理だという判断をして、今回メッシュ、調査区情報とは全く同じではないもので

すけれども、リンケージをそこではかっていきたいとしたところでございます、今はその方向で進めているところでございます。

そういった評価もいただいて、どうしてこれが課題として残るのかなというようなことは非常に疑問に思っておりまして、むしろ経済センサスとのデータリンケージは次回の課題だろうと思う中で、これはなぜここで残っていくのかなということが私どもとしては疑問に思っているところでございます。

○西郷部会長 今の点はいかがですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 事務局といたしましては、確かに前回課題に対する評価としては適当であるとしているところですが、これはあくまでそういう課題に対して積極的に取り組んできたということの評価しているということでありまして。いわゆる前回課題について目標としている調査区情報の活用については、有用な統計の作成という最終的なところまではまだ少し先がある。今はその前段の作業をやっている途中というような状況である。

また、国勢調査の情報などを活用して、集落機能の維持という点で有用な統計を作ることとは非常に重要なことであろうということに鑑みまして、引き続き、ぜひこういった取り組みを進めて欲しいという意味である種、積極的にといたしますか、そういう気持ちで記載しているものであります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か御意見等はございますか。橋口先生、お願いいたします。

○橋口専門委員 今後の課題として掲げるべきものは、必要性があれば制限とかないのかもしれませんけれども、全体のバランスとの関係での優先順位とか、そういうこともあると思いますので、これは1つだけになるのかとか、もしほかにもあるのかとか、そういった全体像をお示しいただいた上で考えたいなという気がします。

○西郷部会長 わかりました。どうでしょうか。これは1つの候補になり得るものとして、まず(1)という形で一応は書いておいて、それ以外のものですね。先ほどの審査メモの一番最後の7番で書いてあった部分でいいますと、先ほどこれはやっていただけとおっしゃっていただいたのについては、まず審査メモでいいますと29ページの(1)の論点に書いてある部分の3番ですね。

集落営農実態調査の結果と農林業センサスの結果と例えば名寄せのような形でリンケージをすることによって、生産構造の変化をよりの確に表わす統計を作成する。ないしは分析をするというようなことは、これは農林水産省の内部からもそういう要請があったということで、これはぜひやっていただけると理解しております。それは今後の課題の中の一つに含めるということに関してはいかがでしょうか。

特に反対意見がないようでしたら、文章を全部つまびらかにすることは難しいのですけれども、少なくとも今、申し上げた集落営農実態調査を活用した分析は今後の課題の中の1つに含めておきたいと思っております。今は仮にそれを答申案の(2)ということにし

ておきます。

今度は審査メモのほうに戻っていただきまして、29 ページの(2)に関しては先ほども御回答があって、たとえ農家数がゼロであっても調べるのが適切であるという結論をいただいておりますので、今後の課題の中には含めないことといたしますが、30 ページの(3)のほうですね。経済センサスとの関係に関する検討ということで、こちらは先ほど室長からもこちらが課題ではないのかという御発言があったのですけれども、この経済センサスとの関係に関する検討に関しては、今後の課題の中に含めるということに関してはいかがでしょうか。

経済センサスに関しては実施時期が異なっているということと、産業の性質というものが農林業とほかの産業とでは大分違っているということというのから、すぐには統合とかそういう話にはならないというような結論が得られているわけです。その一方で、農業の6次産業化であるとか、あるいは法人経営の農業経営体というものが今後増えてくるような層ができるということであると、どうしても経済センサスとの関係は考えておかなければいけないという面もあると思います。どんな課題を書くのかによっても今後の課題として、捉え切れないようなものになってしまう可能性もあるわけですが、その経済センサスの関係に関してはいかがでしょうか。

○橋口専門委員 言葉をどう捉えるかという問題かもしれませんが、関係という言葉ですと審査メモの論点にも出ておりましたが、代替性とか、一方が一方にとって代わるといった意味だと思いますが、そういったふうに「関係」という言葉がつながるような気がいたしまして、あくまでも経済センサスと農林業センサスは独立したものとして、しかし、そのデータをうまく活用できる部分についてリンケージをはかるという整理ではないかと思うのですけれども、「関係」という言葉を使うと広がりが大き過ぎるような気がします。

○西郷部会長 そうですね。同じ国の中でやっている産業に関する統計なので、全く別物というわけではございませんが、関係という言葉が不適切ということであれば、どうなのでしょう。連携というような言葉を使うといいのでしょうか。とにかくどういうことが経済センサスのほうでやるか。経済センサスのほうも先ほど金子調査官から御説明がありましたとおり、農業に関する部分の一部は調べているわけです。他方で農林業センサスのほうでしか調べていないという部分もあるので、役割分担というのでしょうか、連携というのでしょうか。そういったものを考えていくというようなことはあり得ると思いますけれども、確かにどちらかがどちらかを飲み込むとか飲み込まないとか、そういう意味での関係では、私もそのようには考えておりません。

具体的にどんな課題をここで考えるのがいいかということですね。それは私も妙案がないのですけれども、ぜひ書いておいたほうがいいなと思います。書くと農林水産省で対応しなければいけないということになるので、書くとすれば具体的に解けるような課題を書いておかないといけないということになります。

○樺委員 今後の課題に書くこと自体の話ですけれども、例えば先般の諮問にあった国勢調査区の利用はある意味で農林業センサスの調査計画に資するために検討を依頼したのではないかと思うのです。今、取り上げられている問題はある意味でこの農林業センサスの活用とか利用に関する課題です。農林業センサス自体の計画とかそういうものに資する部分をどのように限定するのかは、活用していただくことは経済センサスのリンケージは物すごく魅力的な話題ですが、これはある意味で農水省と経産省と総務省の全部が一体となって本来やるべき事業にも聞こえます。

ですから、経済センサスの今後の調査計画とか、あるいはそういうものに資する部分については大いに課題とすることは結構だと思うのですけれども、今みたいなものを諮問答申の中では一体どのように位置づけるのかは技術的によくわからないという部分があります。

○西郷部会長 調査実施者がやるべきことと分析者のほうで担うべきことが未分化というか、分けて議論ができていないような面がございますので、ここは農林業センサスの調査に関する議論をするべきところであって、それをどう活用するのかということに関しては、また別の議論があってもいいのかなと思います。

○金子総務省政策統括官付調査官 確かに活用という部分で、活用というのはいろいろな意味があると思います。ただ、例えば1つの経済センサスに関係について言えば、本来的には農政自身の問題として、単にこういうところと結びつけると、いろいろな利用とか有用なものができるのではないかという一般的な話ではなくて、先ほど申し上げたとおり、今までの農業経営体が他の業種に参入していく。他の業種が農業に参入にしてくる。こういう状況においては、農業部分だけを見ていて、例えばこれからの農業を担う主体をどう考えるべきか。また、その基盤となる農地というものをどうやって有効活用するか。これはまさに農政自身の問題であって、そういうことを考えるに当たっては、農業の部分だけではなくて、全体像を見なければいけないのだということで、これは一般的にこういう使い方をすれば、こういう有用なものもできる、ではなくて、農政自身の問題だと私は考えています。

○樺委員 事の重要性は一般的な問題に比べてずっと大きいということは私も認識しているのですけれども、これは本来、統計の基本計画とかそういうものに反映するくらいのレベルの問題ではないかという印象も持ちました。もちろん、その意味でここにそういう問題提起がなされることは、それが非常に重要であって、どこかで提案をされなければならないことには全く反対はしていません。

○金子総務省政策統括官付調査官 これはたしか私の記憶だと、統計委員会か基本計画部会で廣松委員がおっしゃったと思いますが、いわゆる経済センサスにおいて農業、林業のものをどう取り扱うか。要は法人経営体部分だけを対象としているのですけれども、これをどう取り扱うべきかをもう一度考えるべきではないかというような御意見をおっしゃったと思います。私もまさに同意見でありまして、やはりそういう観点から次の基本計画の

中では検討されるべきであろうとは考えております。ただ、今回はあくまでも農林業センサスの答申でありますので、そういった他の統計調査である経済センサスの中での農林業の取り扱いとか、そういうものはある種、別問題でありますので、そういったところまではこの中では言及できないということで、そこまでは触れていないということでもあります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

そうすると、どのようにまとめるのがいいか。もう一つ論点がありましたね。経済センサスとの関係ということに関しては後で議論をさせていただくとして、論点メモの(4)の農林業経営体の定義に関する検討に関しては、課題に書くには及ばないとは思いますが、おそらくこれはどんな統計調査であっても、何がその調査対象となるべきなのかということに関しては不断に考えていただいていることと思っておりますので、それはおそらく今回の農林業センサスの結果を踏まえて、外形基準として、どのような基準を設けて調査対象を統計的、操作的に定義すべきなのかということは考えていただけるということをもって、今後の課題というところには特に書かないというような形になるかと思っております。

そういたしますと、今、挙げられた候補となり得るものは、答申の最後のところの(1)で書いてある国勢調査の調査区情報の活用の継続的な推進についてということと、あとは一般統計である集落営農実態調査を活用した生産構造の把握等、名寄せ集計等をしていただく。これは先ほど椿委員から御指摘があった点とも関連しますけれども、今後の農林業センサスにおいて集落営農をどう捉えるべきなのかに直結するような問題になりますので、これは農林業センサスの課題ということで、今後の課題の1つの中に入れられればと思っております。

3番目として、経済センサスとの連携の整理ということですが、具体的にどのような課題を書き込むのがいいのかということで、非常に大きな課題を書くということも考えられ得ると思っておりますが、先ほど室長があるとすれば、国勢調査との関係ではなくて、経済センサスとの関連かなとおっしゃっていたのですけれども、そのときに頭の中にあった課題はどんなものですか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 先日の統計委員会でも部会長から御報告があったときにもありましたけれども、やはり経済センサスのほうは各部門を分けてしっかり捉えられていますので、そういったところで私どもの組織経営体の中で出てくる部分。

もともと私どもの組織経営体は今回から経済センサスのデータもお借りしながら、漏れないかということをやっておりますし、そういったようなことで、その部分でさらにデータの的に私どもが捉えている農業と一部の関連事業の部分だけではなくて、そういったところがどういった形でどういった企業が入ってきていらっしゃるのかみたいなのがわかってくるということで、関連の分析により経済活動のいろいろなことがわかってくるのではないかと思います。これはいずれにしても将来的にはやらなければいけない部分で、私どもも意識はあるということでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

そうすると、書きぶりをどのようにしたらいいのかというのがなかなか難しいですけれども、農業の将来はこれから先、多分野から農業に入ってくるのところとか、あるいは農業がほかの分野に進出していくところとか、そういったところの様子を農林業センサスと経済センサスといわばリンクさせることによって分析していくことは、農林業センサスの将来のあり方にとっても重要なことだと捉えられるので、そういった作業をしていただくというのを今後の課題とする。今はそんな思いつきで申し上げていますので、文章にしたところにどうなるのかというのがあると思いますけれども、そういうことを課題として書くということはよろしいですか。

そういたしますと、(1)の国勢調査区の調査区情報の活用に関してはいかがでしょうか。橋口先生、課題が一応今のところは3つくらい候補が挙がっているわけですが、時間の関係でこれ以上の課題を挙げることはできないと思いますが、いかがでしょうか。

○橋口専門委員 ほかに2つあるのであれば落としてもいいのではないかという気もするので、ほかの方の御議論もあろうかと思えます。

○西郷部会長 いかがでしょうか。言ってみれば情報活用のための基盤整備は今回までしていただいたということですね。その活用に関しては実際のところ、調査実施部局が担うべきなのか、それとも別のところが担うべきなのかということもありますので、もしこれが特に農林業センサスの調査そのものにぜひ必要な情報であるということであれば、この課題に書けるということですが、もしそうではないということの判断であれば、(1)は落とすことになりませんが、何か御意見等はございますか。

○金子総務省政策統括官付調査官 過去の経緯を申し上げますと、この課題は前回の農林業センサスの変更に係る統計委員会での審議でいきなり出てきたのではなくて、これまでの検討結果にもあるとおり、約十数年前から農林業センサスに係る課題として断続的に出てきたという問題でありまして、今回、この問題が調査に係る問題ではなく分析の問題であるという形で整理をされますと、過去の審議との整合性をどう整理すればいいのかという問題になろうかと思えます。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 過去の指摘について調査区情報の活用ということに関しては、具体的に調査区活用の直接利用はできないという判断がもうなされていますので、そのところはもう決着がついているのではないかと考えています。メッシュのデータを活用するのは、また別のものだと私たちは思っているところでございます。

○金子総務省政策統括官付調査官 できないということは結論が出ている話だとおっしゃいましたが、そういう判断をしましたということを旧統計審議会なり統計委員会の場で明示的に今まで説明されたことがあるのでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 ですから、産業統計部会で前回に指摘を受けて、今回がそうだと思っております。

○金子総務省政策統括官付調査官 仮に今回がそうだというようなことなのであれば、要するに今までの発展系なのか、新しく出てきた別な物なのかという問題はあるとにしても、

特に別な物だということであるならば、なおさら、それについてきちんと推進するということが私は必要だと考えております。何ゆえそこについて触れることが問題なのでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 問題だというよりも、私たちはやるということを御説明しているのであって、それが作業的に進んでいるものですから、それを、成果を出さないのではないかと疑われているような形が若干するものですから、そこは非常に気になるところでして、きちんと私どもとしてはやるということを御説明したというつもりでございます。

○西郷部会長 すみません、時間がもう 20 分くらい過ぎてしまっているのですけれども、私の個人的な意見ですが、せつかく技術的に困難な問題を解決したので、それを活用して、どんなことがわかるのかなということを示していただく。多分今の御説明ですと何らかの形でせつかくできるようになったジオコーディングという技術を使ったデータリンケージはどこかで行われて、それに基づく集計も行われるのだらうと思うわけですが、それは今後の課題には特に書かずに置くということなののでしょうか。その点は載せるか載せないかということに関しては、後で事務局及び農林水産省と私とで判断をさせていただくということにしてよろしいでしょうか。

もし今の点に関して委員の方から御意見がございましたら伺っておきたいと思えます。

岩村専門委員、お願いいたします。

○岩村専門委員 データリンケージの考えについては、前回申し上げたとおりです。

ところで、「今後の検討を要する事項」について、本日配布の第 39 回の結果概要の 1 の（2）のアにもありますとおり、今回調査では、過去の調査との整合性から、相続する長子 1 人についてのみ回答することとしても、農業の世代交代が長子相続だけではなくなっている現状から、経営の移譲先についてもっと詳しい調査項目とすることを検討して欲しいということをお願いしていたのですが。

○西郷部会長 資料 1 の何ページでしょうか。

○岩村専門委員 資料 1 の第 39 回産業統計部会の結果概要の 1 ページの（2）のアのところで、「農業経営において後継者以外の第三者への経営委譲といったケースも増えてきていることを踏まえ、今後、農家の世代交代の実態がよりの確に把握できるよう検討してほしい。」という要望をしていたのですが。

○西郷部会長 今回の調査ではなくて、将来的には担い手というか経営者が一人だけではないようなケースも出てくるので、それを検討して欲しいというのは。

○岩村専門委員 次回の検討事項に入れてくださいということです。

○西郷部会長 これはどういたしますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 前回の回答の中ではこれまでの経緯もありということと、一人に特定しないと跡継ぎの年齢の区分とかで非常に困るということで御回答をしたと思えますけれども、時系列の流れでいきますと、できればこの項目についてはずっと

続けさせていただきたいという思いはありますし、そういう調査が必要だという部分であれば、どこか一般統計の中でやっていくことかなという気がいたします。

○岩村専門委員 担い手農業政策によって、農業の世代交代が世帯内の後継者移譲にとどまらず、第三者、農業法人、集落営農等へ農業資源が急速に移動し、生産構造が大きく変化している中で、今の農林業センサス調査項目ではその動きが把握できていない状況となっているということです。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 経営移譲の部分になりますけれども、経営移譲の部分がどういったところからどういったところに経営移譲されたかということでございますね。そのところは確かにここでは捉えられないことになっています。ただ、新しい経営体が生まれれば、それは新しく経営体として農林業センサスではとられているということになっていきますし、あるいは譲ったところは規模拡大をしたのであれば、そこは規模拡大した結果として農林業センサスでは捉えられるということにはなっているかと思っています。いろいろところで農地が大きな法人等に譲られていった結果も調査結果のところであらわれてきています。

ただ、個別のこの経営体がどうなったのかということになってきますと、そこまで農林業センサスで捉えるべきかというのは、私どももそこまでやらなくてはいけないかなというところはあるかと思っています。

○岩村専門委員 1つ要望として挙げておきます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

そういう御意見があったということのを伺ったということにしておきたいと思います。

今後の課題に関しては国勢調査区のことを入れるのかどうかということは後で。

○竹原委員 農林業センサス全体の議論を通じてだったのですけれども、当然のことですが、農政とか現在時点の政策課題であるとか、そういった部分を大変強く意識されて農林業センサスの調査項目を作っている。他の産業統計とかそういった部分への意識とかリンクとか、私自身は今まで統計委員会ではいろいろな統計の議論を聞かせていただいて、非常に薄いという感じを持ったのです。

そういう意味で表現とか具体的な課題について、私は素人なので何とも申し上げられないのですが、経済センサスとか国勢調査とか、そういった部分でしかも農林業は GDP では少ないとはいえ、やはり日本の根幹ですから、そういった部分の統計等が国勢調査あるいは経済センサスとどういう関係を持つのかということのを常に意識しておいていただくためにも、何らかの形で今後の課題という部分で2項目はぜひ残しておいていただきたいと私は思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

そういたしますと、(1)の経済センサスに関しては連携をどのように図っていくかということに関して農林水産省でも御検討をいただけるということでしたので、どのような表現になるかは後ほど相談ををするとして、今後の課題の中の一つに含めたいと思います。集

落営農実態調査の活用に関しても、これは農林水産省からもそのような検討をしていただけるということでしたので、それも今後の課題の中にも含めたいと思います。

国勢調査に関しては、今、竹原委員のほうからも御意見がありましたけれども、国勢調査とは世帯調査ということになると思いますが、農家というのが世帯と事業所の両方の性格を有しているということもありますので、他の調査との連携は特に重要だと思われますから、その点も踏まえて、後で今後の課題に含めるかどうかまで含めて、後で農林水産省、事務局、私のほうで相談をさせていただくということにしたいと思います。

○橋口専門委員 さっき竹原委員もおっしゃったのは、2項目を残すということだったと思いますが、2項目をもう一回教えていただけますか。

○竹原委員 国勢調査との関係の部分と経済センサスとの関係の部分という意味です。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○橋口専門委員 関係して、先ほど部会長がおっしゃったような方向だと思いますけれども、気になっているのは国勢調査のことで、調査区情報という言葉が出ると、ここは特に若干混乱を招く原因かと思ひまして、あくまでも国勢調査の情報を使うという場合で、例えばメッシュとの関係でも農業集落の面積、大きさによってはメッシュがすっぽり入るところもありますし、そうでないところもありますし、調査区情報の活用ということがやや混乱の原因にもなっているかという気がいたしますので、これは素直に国勢調査の情報ということでもいいと思いますし、さもなくば小地域統計とか、そういった別の言葉を使うことも可能ではないかと思ひます。

○西郷部会長 一応その調査区情報の活用ということに関しましては、答申の中の表 22、13 ページの左側の前回答申の指摘事項の③で、前回の指摘事項の中で調査区情報という言葉が使われていたので、それをそのままこちらのほうにも使っているということだと思いますけれども、もし調査区情報が誤解を招くということであれば、国勢調査の情報の活用はもっと意味が広がるわけです。

○椿委員 私もこの(1)を残すこと自体は問題ないと思ひますけれども、少なくとも議論の流れからすると、もちろん修文も含めて部会長に一任しますが、この文章の半分以降、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを解したデータリンケージの前提となるという以降だけが仮に残ればいいのではないかという印象があります。つまり、国勢調査の調査区情報の活用という話は今回の場合、もうちょっと違う方向に行くというある程度の暫定的な結論を認めたという状況になっていて、その前半の3行弱を除けば、農林水産省がやろうとしていることと整合的に見えるので、そこを調査区情報と書くか書かないかという問題になっているのではないかという印象を持ちました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

そうですね。後半は確かに農林水産省がこれからやろうとしていることに近いような印象で読めますけれども、その点も含めて後で相談をさせていただくということによろしいでしょうか。

そういたしますと、何度も復唱をして恐縮ですけれども、経済センサスとの連携に関しては今後の課題を含めるので、集落営農をきちんと捉えるための集落営農実態調査のリンクージュで集計をすることも含める。その2点は确实として、3点目の国勢調査とのリンクージュに関しては、後ほど相談をして修文をさせていただければと思います。

ほかに何かございますか。もしないようでしたら、修文するところは後で相談をした上で、委員、専門委員の皆様に回覧をして、それで決着をさせていただければと思います。

本日は30分以上時間を延長してしまっただけで本当に申しわけございませんが、本日お示しした答申案にかかわる箇所、特に部会長預かりとしたところに関しては、私が後で調査実施者と事務局と相談をした上で相談したものを御回覧いただきます。修正を行った答申案は後日、事務局のほうから委員、専門委員のほうにお送りいたします。

以上で答申案に関しては修正のところを除いて決着という形にさせていただきますけれども、何か全体的に委員、専門委員の方からございますでしょうか。

それでは、非常に長い時間、本日も3時間以上かかってしまいましたけれども、本当にありがとうございました。

これで第40回の産業統計部会を終了させていただきます。本当にどうもありがとうございました。